

# 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

茨城県指定 第0873900674号

## 1. 事業所経営法人

(1) 法人名 社会福祉法人 やまびこ  
(2) 法人所在地 茨城県石岡市部原784-1  
(3) 電話番号 0299-36-6611  
(4) 代表者名 理事長 鈴木 守  
(5) 設立年月日 平成15年 6月27日

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類  
介護老人福祉施設  
平成16年10月 5日指定 茨城県第0873900674号

### (2) 事業所の目的

介護老人福祉施設は介護保険法に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

(3) 事業所の名称 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム談話館

(4) 事業所の所在地 茨城県石岡市部原784-1

(5) 電話番号 0299-36-6611

(6) 施設長名(管理者) 前沢 洋一

### (7) 事業の運営方針

- 利用者の心身の状態などを明確に把握し個々に応じた施設介護計画を作成し、その計画に沿って、能力に応じた自立した生活を目指すサービスを提供します。
- 利用者の意思や人格を尊重した対応を行い、常に、利用者の立場に立ったサービスを提供します。

3. 生活の質の向上を図るため、明るく住みよい家庭的な雰囲気を目指し、ゆとりのある楽しい生活を送っていただけるようなサービスを提供します。
4. 常に利用者の疾病や心身の状況を明確に把握し、適切な対応を行うため連携と伝達を密にとり、統一された健康管理を行います。
5. 徹底した食品の衛生管理を行い、利用者の状態や嗜好に沿った食事を提供します。
6. 利用者又はその家族に対し、介護保険制度の情報提供を随時行うと共に、施設介護計画や利用者の状態変化に対しての連絡を密にります。
7. 各市町村や居宅介護支援事業者、更に介護保険施設、保健医療福祉サービス提供者等との連携を図り、利用者が入退所後であっても統一されたサービスができるように努めます。

(8)開設年月日 平成16年10月 5日

(9)入所定員 70人

### 3. 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、個室です。

居室・設備	部屋数	特記事項
居室(全室個室)	70室	1ユニット10室×7ユニット リビング・ダイニング・キッチン 洗面所・トイレ
浴 室	4室	一般浴室・特別浴室
医務室	1室	

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人員	勤務体制
施設長(管理者)	1名(兼務)	
生活相談員	1名	
介護支援専門員	1名	
機能訓練指導員	1名	8:30～17:30
管理栄養士	2名	
事務職員	2名	

医 師	2名(非常勤)	内科一毎週水曜日、精神科一毎週金曜日
看護職員	3名以上 (非常勤含む)	早番 7:00~16:00 日勤 8:30~17:30
介護職員	32名以上 (非常勤含む)	早番 7:00~16:00 日勤 8:30~17:30 遅番 10:00~19:00 夜勤 17:00~ 9:00

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1)利用料金が介護保険から給付される場合

(2)利用料金の全額を利用者に負担いただく場合があります。

### (1)介護保険の給付対象となるサービス(利用契約事項第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の通常9割が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要>

##### ① 入 浴

入浴又は清拭を週2回行います。寝たきりでも機械浴槽を利用して入浴ができます。

##### ② 排 泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ③ 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ④ 健康管理

医師や看護職員が健康管理を行います。

##### ⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

#### <サービス利用料金(1ヶ月あたり)>(利用契約事項第7条参照)

別紙「特別養護老人ホーム 談話館 利用料金表」のとおりです。

☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、利用者負担額を変更します。

**(2)介護保険の給付対象とならないサービス(利用契約事項第5条・第7条参照)**

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。〈別紙「特別養護老人ホーム 談話館 利用料金表」のとおりです。〉

**<サービスの概要>**

**① 居室の提供**

**② 食事の提供**

- 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- 利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝8:00～ 昼食12:00～ 夕食17:45～

**③ 特別な食事等(アルコール類も含みます。)**

利用者のご希望に基づいて特別な食事等を提供します。(治療食等の特別食は除く)

**④ 理美容サービス**

利用者のご希望により定期的に利用する事ができます。

**⑤ 通所又は外泊時等の送迎サービス**

**⑥ クラブ活動**

**⑦ 貴重品の管理**

**⑧ 複写物の交付**

利用者は、サービス提供についての記録をいつまでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

**⑨ 日常生活上必要となる諸費用実費**

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(おむつ代は介護保険対象となっていますのでご負担の必要はありません。)

**⑩ 利用契約事項第22条に定める所定の料金**

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は、要介護の10割とします。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

**(3)利用料金のお支払方法(利用契約事項第7条参照)**

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月20日までに事業者が指定する方法で支払います。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。)

**(4)利用中の医療提供について**

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

## 協力医療機関

医療機関の名称	豊後荘病院(委託医)
所 在 地	茨城県石岡市部原760
電話番号	0299-44-3211
医療機関の名称	石岡第一病院
所 在 地	茨城県石岡市石岡13446
電話番号	0299-22-5151

なお、利用者の容体が急変した場合(昼夜を問わず)は、豊後荘病院へ診察を依頼するとともに、容体によっては医師の指示により速やかに救急医療機関へ救急車で搬送のうえ、診察や入院治療を受けていただくことがあります。

追って、医療機関において診察や入院治療を受ける事態が生じた場合には、早急にご家族やその他の連絡先へ連絡をいたしますが、処置・治療を優先させていただく場合があります。

## 6. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努めます。

なお、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

## 7. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先へも連絡します。

## 8. 事業所を退所していただく場合(契約の終了について)

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていませんので、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事由に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。  
(利用契約事項第16条参照)

- ① 要介護認定により入居者の心身の状況が自立、要支援、要介護1又は2と判定された場合  
ただし、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められた要介護1又は2の利用者については、特例的に入所の継続が認められます。
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい)

### (1) 利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)

(利用契約事項第17条・第18条参照)

契約の有効期限であっても、利用者から当事業所の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届書をご提示下さい。  
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)

(利用契約事項第19条参照)

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑤ 利用者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合(詳細は下記をご参照下さい。)

※ 利用者が病院等に入院された場合の対応について(利用契約事項第21条参照)

当事業所利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。  
また、入院中は、ご家族の協力が必要になります。

### ① 検査入院等、6日以内の短期入院の場合

6日間以内入院された場合は、退院後再び施設を利用することができます。  
ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

### ② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、  
退院後、再び当事業所に入所することができます。

また、当事業所が満室の場合でも、短期入居生活介護を優先的に利用できるよう  
努めます。入院期間中であっても居住費(利用者負担階層が第1段階から第3段階  
の利用者は、外泊時加算算定中(月6日間)は通常の料金を、それ以外の期間につ  
いては、第4段階の料金)をご負担いただきます。

### ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。  
この場合には、当事業所を再び優先的に利用することはできません。

### (3) 円滑な退所のための援助(利用契約事項第20条参照)

利用者が、当事業所を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者的心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 9. 身元引受人

入居契約が終了した後、当事業所に残された利用者の所持品(残置物)を利用者自身が引取れない場合や、利用者が死亡した場合において、「身元引受人」を定めていただきます。  
(利用契約事項第23条参照)

当事業所は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を2週間以内に引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、利用者又は身元引受人にご負担いただきます。

## 10. 苦情の受付について(利用契約事項第25条参照)

### (1) 当事業所における苦情の受付 TEL0299-36-6611

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者)は、介護老人福祉施設生活相談員まで。
- 受付時間 9:00~17:00
- ※ 苦情解決責任者 —— 施設長 前沢 洋一
- ※ その他の受付:介護老人福祉施設にて24時間対応しております。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

石岡市役所 高齢福祉課 介護保険室	〒315-8640 石岡市石岡1-1-1 TEL 0299-23-1111 fax 0299-27-5835
茨城県国民健康保険団体 連合会 介護保険苦情相談室	〒310-0852 水戸市笠原町978-26 TEL 029-301-1565 fax 029-301-1580
茨城県社会福祉協議会 茨城県運営適正化委員会	〒310-8586 水戸市千波町1918 TEL 029-305-7193 fax 029-241-1434

## 11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施	あり	なし
実施年月日	_____	
実施した評価機関	_____	
評価結果の開示状況	_____	

令和 年 月 日

以上、介護老人福祉施設サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明をしました。

<事業所名> 社会福祉法人 やまびこ

<住所> 茨城県石岡市部原784

<事業者名> 特別養護老人ホーム談話館

<説明者> \_\_\_\_\_ (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設サービスについての重要事項の説明を受けました。

利 用 者(契約者)

<氏名> \_\_\_\_\_ (印)

身元引受人(代筆者)

<氏名> \_\_\_\_\_ (印)